

1 課税対象となる財産

相続税の対象となる財産は、大きく「相続財産」「みなし相続財産」「生前の贈与財産」3つに分類されます。

これらすべてを合算したものが、「課税対象となる財産」です。

相続財産

- ・土地
- ・現金
- ・家庭用財産
- ・借地権
- ・預貯金
- ・書画骨董
- ・建物
- ・有価証券
- ・電話加入権
- ・立木
- ・公社債
- など

経済的価値のある全ての財産のことです。
※負債などの借金も含まれます。

みなし相続財産

- ・生命保険金
- ・損害保険金
- ・死亡退職金
- など

生前の贈与財産

- ・相続の開始日から死亡前3年以内に取得した被相続人からの贈与財産
- ・相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産

2 相続税の課税価格

課税対象となる財産のうち、非課税財産と、債務・葬式費用等を引いたものが「相続税の課税価格」となります。

相続税の課税価格

- ・非課税財産
(生命保険金の非課税枠 等)
- ・債務・葬式費用 等

3 課税遺産総額

課税価格から、「遺産に係る基礎控除額」を差し引いたものが、「課税遺産総額」となります。

課税遺産総額

遺産に係る基礎控除額

※「相続税の課税価格」が「遺産に係る基礎控除額」以下である場合は、相続税の課税はありません。